

平成 26 年 9 月

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関

監視部 管理課長 坂本 嘉孝  
業務部 管理課長 大谷 敦志

### 電子輸出入申告の 24 時間化実施に伴う留意事項等について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
本年 10 月 1 日からの電子輸出入申告の 24 時間化実施に伴う、留意事項についてお知らせします。  
つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の概要

「時間外執務要請届（OSA）」業務及び「時間外執務要請延長届（OSE）」業務において、24 時間届出可能となる届出種別コード「E（通関）」、「F（別送品）」が新設されます。

これらのコードを入力して届け出た後において、輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった場合には、許可・承認となり、書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合には、審査・検査は税関官署の翌開庁日以降に行います。

※対象業務については、改正後の電算関係税関業務事務処理要領をご確認ください。

#### 2. 留意事項（届出種別コード「E（通関）」、「F（別送品）」の場合）

時間外執務要請届等の登録においては、以下の点に留意のうえ、届出種別コード「E」又は「F」を入力の上、届出先税関官署コード、開庁開始年月日、開庁開始時刻、開庁終了年月日、開庁終了時刻及び申告先部門コード（届出種別「E」の場合のみ。）、輸出入申告件数を入力してください。

※開庁時間及び開庁時間外において届出が可能です。

- 届出先税関官署コードについては、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（官署選択制を利用している通関業者は当該選択官署）が届出先税関官署となり、通関部門が複数ある官署においては申告先部門コード（届出種別「E」の場合のみ。）を入力することとなります。  
南港出張所に平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 45 分以外の時間帯において申告を行う

際に、当該申告について審査・検査を一般通関部門の翌開庁時間以降に希望される場合は、特通部門ではなく、一般通関部門に申告してください。

なお、南港出張所管轄に蔵置されている別送品については、従来からの手続に変更はありません。

(2) 届出種別コード「A」と「E」の組合せ、又は「D」と「F」の組合せで事務の執行を求める日及び時間帯が重複する届出を行う場合には、入力した届出種別コードに対する輸出入申告等であることを確認するため、輸出入申告等の際、記事欄に届出種別コードを入力してください。

(3) 関西空港税関支署は、24時間開庁官署であることから本業務の対象外です。

平日の午前8時30分から午後5時以外の時間帯の申告は、基本的に特別通関部門に対して行っていただくこととなりますが、区分2又は区分3となった際に、審査・検査を一般通関部門の翌開庁時間以降に希望される場合は、一般通関部門に申告してください。

なお、平成25年1月から実施している「輸出搬入時申告に係るあて先部門の弾力的運用」の取扱いについては、変更ありません。

3. 届出種別コード「A」、「B」、「C」、「D」における時間外執務要請届については、従来からの手続に変更はありません。

#### 4. その他

変更詳細についてはNACCS掲示板に掲載されている「電算関係税関業務事務処理要領の新旧対照表」及び「2014年度仕様変更 項番82及び145（電子輸出入申告の24時間化）」をご確認ください。

#### 【問合せ先】

大阪税関監視部 警務・旅具担当部門（別送品）

（電話：06-6576-3120）

大阪税関業務部 通関総括第1部門（通関）

（電話：06-6576-3313）